

漕艇センター前河川敷の火災について

令和5年2月5日（日）に発生した加古川市立漕艇センター前河川敷における火災の概要及び再発防止策について、下記のとおり報告いたします。

記

1 火災概要について

(1) 経緯

令和5年2月5日（日）晴れ 13時:気温9.5度

13時30分頃 市立漕艇センター職員（以下、「職員」という。）が漂着物（流木）や草刈りの草を処分するため河川敷の一角にて焼却

14時00分頃 火元から延焼し始めたため消火を開始

14時15分頃 火の回りがはやく、自力で消火できないと判断し119番へ通報

14時30分頃 消防車2台が消火活動を開始

14時40分頃 鎮火（警察・消防が現場検証）

(2) 被害状況

漕艇センター前河川敷 約8,800㎡（別紙のとおり）

(3) 延焼原因


13時30分頃、通常の焼却処理をしていたが、14時ごろから南風が強くなり、一気に延焼が広がった。また、焼却に係る体制、認識が不十分であった。

2 今後の対応策

- ① 原則、現地での焼却処分（野焼き）は行わない。
- ② 流木や草は、剪定物として、所定の処理施設に搬入する。
- ③ 増水等で流木などの大量の漂着物が発生した場合は、別途調整をする。
- ④ 止むを得ず現地にて焼却処分する場合は、事前に関係者（小野出張所、消防、地元町内会、施設利用者等）へ周知する。
- ⑤ 実施にあたっては、相当な延焼対策（水まき、放水ポンプの準備等）を講じること。

漕艇センター前 河川敷

・延焼範囲 

火元 



① 乗艇場付近



② 北側土手付近

